



# 栃木県公報

令和2(2020)年  
12月14日(月)  
号 外  
第66号

## 目 次

### 規 則

○食品衛生法施行細則等の一部改正..... 1

## 規 則

### 栃木県規則第六十二号

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月十四日

栃木県知事 福田 富一

#### 食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第一条 食品衛生法施行細則(昭和三十二年栃木県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第四号中

「

内 容	
--------	--

」を

「

内 容	
--------	--

」に

備考 食品衛生法施行規則第67条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。  
改める。

別記様式第五号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を挿入。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第一条 クリーニング業法施行細則(昭和三十二年栃木県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(表)中 「

開設者氏名(名称)
-----------

」を「

営業者氏名(名称)
-----------

」に

「

管理者氏名
-------

」を「

管理人氏名
-------

」に

「

従	氏名	生年月日	住 所	本 籍 地	免許年月日	免許番号

」

事 者						

を

に

氏名	生年月日	住所	本籍地	登録年月日	登録番号
従事者数					人

改め、回覧紙（様）備考を次のように改める。

備考

- 1 所内の配置平面図を添付すること。
- 2 クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合には、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。
- 3 他にクリーニング所を開設している場合には、その名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類を添付すること。
- 4 他に無店舗取次店を営業している場合には、その名称、業務用車両の保管場所、自動車登録番号又は車両番号、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類を添付すること。

回覧紙様紙 | 11 | (様) 冊

氏名	生年月日	住所	本籍地	免許年月日	免許番号

従

事    者						

ク リ ー ニ ン グ 師	氏 名	生年月日	住 所	本 籍 地	登録年月日	登録番号
従 事 者 数		人				

改め、同様式(裏)備考を次のように改める。

備考

- 1 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合には、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。
- 2 他にクリーニング所を開設している場合には、その名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類を添付すること。
- 3 他に無店舗取次店を営業している場合には、その名称、業務用車両の保管場所、自動車登録番号又は車両番号、従業者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類を添付すること。

別記様式第三号の二中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記様式第十号中「開設者の住所」を「営業者の住所」に改める。

(旅館業法施行細則の一部改正)

**第三条** 旅館業法施行細則(昭和三十四年栃木県規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可申請)</p> <p><b>第二条</b> 法第三条第一項の規定により旅館業の許可を受けようとする者は、旅館業営業許可申請書(別記様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、</p>	<p>(許可申請)</p> <p><b>第二条</b> 法第三条第一項の規定により旅館業の許可を受けようとする者は、旅館業営業許可申請書(別記様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、</p>

営業所所在地を管轄する保健所長又は保健所支所長（以下「管轄保健所長」という。）に提出しなければならない。ただし、同項の許可を受けて旅館業を営む者が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、営業施設の構造設備に変更がない場合に限り、第二号及び第三号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一〜五 略

六 規則第一条第一項ただし書又はこの条ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該旅館業を譲り受けたことを証する書類

営業所所在地を管轄する保健所長又は保健所支所長（以下「管轄保健所長」という。）に提出しなければならない。

一〜五 略

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号(第2条関係)

年 月 日

栃木県 保健所長 様

申請者 氏 名

印

(法人の場合はその名称及び代表者氏名)

旅館業営業許可申請書

次のとおり旅館業を営みたいので、旅館業法第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名)
- 2 営業施設の名称及び所在地
- 3 営業の種別
- 4 営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号に該当するときは、その旨
- 5 営業施設の構造設備の概要(別紙とする。)
- 6 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容
- 7 営業施設の設置場所が旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の周囲おおむね150メートル以内にある場合は、その旨
- 8 営業の種別が旅館・ホテル営業の場合は、客室ごとの寝台の数(別紙とする。)
- 9 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けた旨

(理容師法施行細則の一部改正)

第四条 理容師法施行細則(昭和三十八年栃木県規則第七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中 「第 県号」 を 「第 号」 に

重 複	開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容師法第2条第3項に規定する美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称		を
開 設	開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第11条第1項の届出がされている場合は、当該美容所の開設予定年月日	年 月 日	

重 複	開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容師法第2条第3項に規定する美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称		に改
開 設	開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第11条第1項の届出がされている場合は、当該美容所の開設予定年月日	年 月 日	

添付書類

理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

を添付する。

別記様式第四号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を併せて添付する。

(美容師法施行細則の一部改正)

第五条 美容師法施行細則(昭和三十八年栃木県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中 「第 県号」 を 「第 号」 に

重 複	開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容師法第1条の2第3項に規定する理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称		を
開 設	開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第11条第1項の届出がされている場合は、当該理容所の開設予定年月日	年 月 日	

重 複	開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容師法第1条の2第3項に規定する理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称		
--------	--	--	--

開設	開設しようとする美容所と同一の場所で美容師法第11条第1項の届出がされている場合は、当該美容所の開設予定年月日	年 月 日
----	---	-------

に改

添付書類

美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類  
める。

別記様式第四号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法務相統情報一覧図の写し」を加える。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

**第六条** 公衆浴場法施行細則(昭和六十一年栃木県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可の申請)</p> <p><b>第二条</b> 法第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、公衆浴場営業許可申請書(別記様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、営業所所在地を管轄する保健所長又は保健所支所長(以下「管轄保健所長」という。)に提出しなければならない。ただし、浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、営業施設の構造設備に変異がない場合限り、第一号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>一 営業施設の構造設備の図面</p> <p>二〜四 略</p> <p>五 省令第一条ただし書又はこの条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該浴場業を譲り受けたことを証する書類</p>	<p>(許可の申請)</p> <p><b>第一条</b> 法第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、公衆浴場営業許可申請書(別記様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、営業所所在地を管轄する保健所長又は保健所支所長(以下「管轄保健所長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>一 施設の構造設備の図面</p> <p>二〜四 略</p>

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号(第2条関係)

年 月 日

栃木県 保健所長 様

住 所

氏 名

印

年 月 日生

(法人にあつては、その名称、事務所)  
(所在地及び代表者の氏名)

公衆浴場営業許可申請書

次のとおり営業したいので、公衆浴場法第2条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 公衆浴場の名称
- 2 公衆浴場の所在地
- 3 公衆浴場の種類
- 4 営業施設の構造設備 別紙のとおり
- 5 用水の種類
- 6 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けた旨

附 則

この規則は、令和二年十一月十五日から施行する。

(生活衛生課)